

尼崎市教育委員会 1月定例会 議事録

1 開会及び閉会の日時

平成30年1月22日 午後4時00分～午後5時45分

2 出席委員及び欠席委員

出席委員 教育長	徳田耕造
教育長職務代理者	濱田英世
委員	仲島正教
委員	磯田雅司
委員	徳山育弘

3 出席した事務局職員

教育次長	白畑優
教育次長	西野信幸
管理部長	尾田勝重
施設担当部長	橋本謙二
学校運営部長	梅山耕一郎
学校教育部長	平山直樹
教育総合センター所長	西川嘉彦
社会教育部長	牧直宏
企画管理課長	高木健司
職員課長	益田善行
学校保健課長	村田和彦
中学校給食担当課長	田岡清
学校教育課長	高橋利浩
生徒指導担当課長	前田裕司
教育相談・特別支援担当課長	小寺英樹
教職員の学び支援課長	重信親秀
社会教育課長	中川まゆみ
中央公民館長	久山修司

日程第1 議事録の承認

日程第2 議 事

- (1) 議案第52号 あまがさきの教育における「基本方針」及び「努力目標」について
- (2) 議案第1号 尼崎市教育職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について
- (3) 議案第2号 尼崎市教育職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について
- (4) 議案第3号 尼崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 協議・報告事項

- (1) 平成30年度学校教育に関する重点取組について
- (2) 教育公務員特例法等の一部改正に伴う教員資質向上指標及び平成30年度研修体系図の策定について

- (3) 「地域振興体制の再構築に係る社会教育施設を担う拠点機能のあり方について（諮問）」に係る社会教育委員会議答申の報告について

日程第4 教育長の報告と委員協議

午後4時00分、教育長は開会を宣した。

- 徳田教育長 本日の日程につきましては、配布いたしております日程表のとおりです。
日程第2の「議事」について、「議案第1号から議案第3号」は、会議規則第6条の2第1項第2号、すなわち『教育予算その他議会の議決を経るべき議案についての意見の申出に関する事件』に該当するため、公開しないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。
- 教育委員 異議なし
- 徳田教育長 異議なしと認めます。
よって、「議案第1号から議案第3号」は、公開しないことと決しました。
- 徳田教育長 なお、公開しないことと決しました案件については、日程第4の「教育長の報告と委員協議」の後に審議することといたします。
それでは、これより日程に入ります。日程第1の「議事録の承認」について、報告を求めます。高木企画管理課長。
- 企画管理課長 12月定例会議事録につきましては、先般ご送付いたしておりますとおりでございます。よろしくお願いいたします。
- 徳田教育長 報告は終わりました。報告内容に質疑はありませんか。
- 徳田教育長 質疑がないようですので、これよりお諮りいたします。
12月定例会議事録を報告のとおり承認することに異議ございませんか。
- 教育委員 異議なし
- 徳田教育長 異議なしと認めます。よって議事録は、報告のとおり承認することにいたします。
- 徳田教育長 次に、日程第2の「議事」に移ります。
「議案第52号 あまがさきの教育における『基本方針』及び『努力目標』について」を議題とします。提案理由の説明を求めます。高木企画管理課長。
- 企画管理課長 議案第52号あまがさきの教育における「基本方針」及び「努力目標」につきます

て、ご説明申し上げます。それでは資料20ページをご覧ください。本議案は、先月の12月定例会におきまして、議案第52号として提案させていただきましたが、十分にご説明できず審議未了となっておりますため、再度提案させていただくものでございます。次ページ、21ページをお願いいたします。1の改正理由、2の改正のポイントは前回お示ししたのから変更はございません。1項目飛ばしまして、4の改正時期でございます。本議案の議決を頂くことができましたら、本日1月22日から、改正を適用するものでございます。改正案につきましては、次ページA3資料をご覧ください。A3資料1枚目が基本方針の、2枚目が努力目標の新旧比較表でございます。両資料とも、左側の列が現行のもの、中央の列が改正案、右側の列が修正削除等の理由をお示ししております。表記中、二重下線や下線を引いている箇所が今回手を加えた部分でございます。先月の定例会で、ご指摘いただきました「基本方針」の標題部分の冒頭を「個性を尊重し」から「一人ひとりを尊重し」に変更しております。それに伴いまして、「基本方針」の説明文の4段落目も「その基盤には一人ひとりを尊重する精神が流れていなければなりません。」と変更しております。事務局内で再度検討した結果、「個性」と「一人ひとり」という言葉を比較した場合、「一人ひとり」の方が広い意味を指し、「個性」で表現したい内容を含めることができるということ、また、言葉や文字として「一人ひとり」の方がより柔らかい印象を与えることから、この度変更し、再提案させていただいたものでございます。なお、「努力目標」の方は前回のものから変更ございません。また、参考にインターナショナル化とグローバル化の違いですが、インターナショナル化については2国間での国際化についてよく用いる文言で、グローバル化について多国間、地球規模での国際化を示すものです。そのため、今回、グローバル化という文字を使っております。以上でご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

徳田教育長 説明は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、これより採決に入ります。

徳田教育長 お諮りいたします。「議案第52号」を、原案のとおり可決することに異議ございませんか。

教育委員 異議なし

徳田教育長 異議なしと認めます。よって、「議案第52号」は原案のとおり可決いたしました。

徳田教育長 次に、日程第3の「協議・報告事項」に移ります。「平成30年度学校教育に関する重点取組について」を議題とします。説明を求めます。高橋学校教育課長。

学校教育課長 学校教育課長でございます。「平成30年度学校教育に関する重点取組」についてご説明させていただきます。まず、資料について確認いたします。資料は3種類ございます。1つ目は、「教育委員会資料(1)」「平成30年度学校教育に関する重点取組(案)

の作成について」でございます。45ページから46ページまでとなっております。

2つ目は、「教育委員会資料(2)」、30年度学校教育に関する重点取組」でございます。47ページから50ページまでとなっております。最後3つ目が、「教育委員会資料(3)」「『重点取組』の変更点の対比」でございます。ページ数は、51ページから54ページとなっております。それでは、資料に沿って説明いたします。45ページの資料1「平成30年度学校教育に関する重点取組(案)の作成について」をご覧ください。1の作成に係る視点・観点でございますが、(1)から(6)にありますように、「尼崎市総合計画」、あまがさきの教育における「基本方針」及び「努力目標」をベースに考えております。あわせて、平成30年度の新規事業や教育課題、これまでの重点取組との継続性等を考えて作成いたしました。次に2の「主な改定について」でございます。まず(1)の構成につきましては、平成30年度よりスタートします「尼崎市総合計画」の「後期まちづくり計画」の中の教育に関する施策に関連付けております。今回の後期まちづくり計画の「学校教育」に係わる施策の展開方向が4項目に整理されているため、重点取組の大項目も平成29年度の5項目から、平成30年度は、4項目へと変更しております。(2)内容の①大項目につきましては、今申し上げた通り、平成30年度から始まる「後期まちづくり計画」に合わせて見直しております。また、②小項目につきましては、平成27年度に重点化を図るため、項目の統合を行いましたので、基本的には継続しますが、大項目2の(3)のいじめ防止と、大項目3の(1)の中の業務改善につきましては、その重要性から新たに追加しております。その他につきましては、文言修正のみとさせていただきます。46ページをご覧ください。③関連項目の欄につきましては、今日的な課題や新規事業等を踏まえ、削除及び追加、変更したものを表にまとめております。後ほど、説明させていただきます。次に47ページの資料(2)「平成30年度学校教育に関する重点取組」をご覧ください。先程、ご説明いたしましたように、平成30年度からの「後期まちづくり計画」のスタートにより、学校教育施策の展開方向が改定される予定となっております。そのため、表紙の項目については、昨年の3項目から4項目となっております。48ページ、49ページには、重点取組項目を記載しております。最後の50ページは上段に、教育長のメッセージを今年のキーワードとともに記載する予定です。下段には、参考といたしまして「学校教育に関する重点取組」の位置づけとして、「尼崎市総合計画」及び「後期まちづくり計画における教育施策」等との関係を図示しております。続きまして、51ページの資料(3)「『重点取組』の変更点の対比」をご覧ください。左側に平成30年度、右側に平成29年度分を記載しております。先ほど申しましたとおり、左側の平成30年度は1から4の大項目としております。具体的には、52ページの右側の昨年度の大項目3「食育や体育を充実させ、健康な体づくりに取り組む」が30年度の大項目1と統合されております。また、54ページの右側、昨年度の大項目5「家庭・地域・学校の連携を深め、信頼され、活力に満ちた学校園づくりに取り組む」が30年度の大項目の3となっております。趣旨説明につきましては、昨年度から箇条書きに変更されており、本年度も継続しております。それでは、各ページの左側の平成30年度の二重下線をつけております変更点を中心にご説明させていただきます。51ページをご覧ください。大項目1の(1)の下線部は、尼崎市総合計画の文言に合わせて「自分で計画を立てて学習する習慣」としてしております。

また、関連項目の「読書力の向上」につきましては、取組の定着と職務の整理等が図られてきたことから、削除しております。(2) 二つ目のマルの下線部は、「障害のある児童等と障害のない児童等」の文言を削除しております。次のマルでは、「組織的に早期からの一貫した支援」と文言を変えております。なお、関連項目につきましては、個別の教育支援計画のところで、「サポートファイルを含む」の文言を削除しております。また、「合理的配慮」の文言を加えております。52ページをご覧ください。(3) の下線部は、右側にある昨年度の1つ目のマルと3つ目のマルを合わせて、「望ましい食生活の選択力」と文言整理しております。関連項目につきましては、「食物アレルギー対応」に「マニュアル」を追加し、「小児生活習慣病予防」から「小児」を削除しております。「試食会」についても、わかりやすく「給食等試食会」としてしております。(4) につきましては、変更はございません。大項目2(1)では、右側の平成29年度の1つ目のマルにつきましては他の個所で同様の表現があることから削除しております。左側の平成30年度の関連項目は、「携帯電話」と「スマートフォン」という正式な言い方に訂正しました。53ページの(2)は、平成30年度の小学校での道徳科の完全実施、31年度の中学校での完全実施を踏まえ、文言を整理しました。また今年の痛ましい出来事を受けて、2つ目のマルに「いのちの大切さについて」の項目を新たに追加しております。関連項目には、「生命尊重」と「規範意識」「体験活動」「自尊感情」を新たに追加し、「自治・自浄意識」「いじめ問題への対応」を削除いたしました。次の(3)につきましては、先程申しました通り、いじめ防止について小項目を新設しております。関連項目には、「ネット上のいじめ」と「校内いじめ対応チーム」を挙げております。(4)につきましては、食育の全体計画と同様に「指導計画のもと」と文言を整理しました。54ページをご覧ください。大項目3の(1)には、働き方改革の観点から「業務改善を進めながら」の文言を追加しております。また一つ目のマルには、「教職員の資質向上指標に基づいてキャリアステージに応じた資質向上に取り組む」の文言を追加しております。関連項目につきましては、その重要性から「働き方改革」を追加しました。(2)につきましては、「学校園」と文言を整理しております。大項目4につきましては、大きな変更はございませんが、(2)で「熊本地震」から「これまでの地震等の災害」と変更しております。説明は以上でございます。ご審議をよろしく願います。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

濱田委員 51ページの関連項目の中で、「サポートファイル」を抜いた理由は。

教育相談・特別支援担当課長 サポートファイルについては、障害福祉課が中心となって、尼崎市自立支援協議会の中のあまっこ部会で協議し作成しております。あまっこ部会には教育委員会も入っており、知的障害の親の会や、肢体不自由の親の会、西宮こども家庭センター、健康増進課等と一緒に協議しており、これは尼崎市障害福祉計画の中に明記されています。教育委員会といたしましては、新学習指導要領に、個別の教育支援計画を作成し活用することの記載が新たにあることから、個別の教育支援計画を充実させていかなければいけないと考えており、サポートファイルを削除しました。もちろん、サ

ポートファイルも大切であると考えおり、平成28年度から、特別支援学級の児童生徒や通級指導教室の対象児について個別の教育支援計画を作成するよう通知した文書の記入例に、サポートファイルを活用することと記載していますので、各担当者においても認識しているものと考えております。

濱田委員 今後新しくできる子どもの育ち支援センターとの繋がりはどうなる予定か。

教育相談・特別支援担当課長 子どもの育ち支援センター準備担当の職員は、現在あまっこ部会に入っておりませんので、来年度にはあまっこ部会に入ってもらよう働きかけたいと思います。

仲島委員 51ページの1の関連項目で読書力向上が削除されているが、読書力が伸びたということか。ICTの活用もあるので読書力向上は入れておくべきではないか。

文部科学省は「アクティブ・ラーニング」という文言を「主体的・対話的で深い学び」に変えているが、尼崎市はこのまま継続で「アクティブ・ラーニング」を使うということでもいいのか。

授業改善のスタンダード化というのが全国的に広まっているが、尼崎市はスタンダード化について検討しているのか。スタンダード化については個人的には反対であるが、尼崎市の見解を教えてください。

学校教育課長 読書力の向上を削除したことについては、小学校では臨時的任用職員、中学校では地域ボランティアの方が図書室に入ったことで環境改善や、蔵書の管理が一定できてきたこと、また、図書室を利用する児童も増えていますので、実際に効果があつたと感じております。

「アクティブ・ラーニング」については、文部科学省は「主体的・対話的で深い学び」としてありますが、本市は昨年度、アクティブ・ラーニング推進事業を立ち上げておりますので、その用語ということで来年度までは「アクティブ・ラーニング」と記載しています。

授業改善のスタンダード化については、本市は教員指導力向上事業の中で、他市に視察に行き、教員の授業力を上げる取組をしています。主体的・対話的で深い学びが基本になりますが、全国の学校では様々な取組をしていますので、それを各学校に持ち帰って広めるということで授業改善を取り入れています。明日も指導力向上担当者会があり、視察した内容を発表する場を設けておりますので、参加した教員は各学校に持ち帰ります。

仲島委員 他市の中では、先生の言う事を児童がよく聞くことがいいと言っている市もあるが、本当にそれでいいのか疑問である。よく言う事を聞く児童を育てるのではなく、自分で考えて進んでいくような児童を育てることが大切である。授業のスタンダード化を打ち出して、教員はその通りの授業をするということが他市ではよくあり、決まったことをすれば授業はだいたい上手くいくとは思いますが、それは教員の授業力が落ちていくことにもなる。教員の授業力向上のためには、スタンダード化するだけではいけないので、尼崎市は今のままの取組でいいと思う。

磯田委員 52ページの食育に関する事で、給食指導計画、食育計画を行うという文言を加えるのはどうか。

学校保健課長 小学校給食につきましては、栄養教諭、学校栄養職員は法律上550人以上の学校に一人となっており、今年度は各学校に栄養教諭、学校栄養職員を配置され、給食指導の計画を作成してもらっております。給食を通して食育指導に努めようと考えていますが、来年度もその方々が配置されるのかが未確定の部分もありますので、文言には入れておりません。

中学校給食担当課長 中学校給食につきましては、尼崎市中学校給食基本計画をもとに、管理面、運用面を学校とも協議しながら、給食実施に向けた取り組みを進めていきます。中学校給食を活用した食育指導につきましては、実際に給食が始まった段階で、各教科等と関連させながら取り組んでいくことになるため、今回は文言には入れておりません。

また、中学校給食を実施するまでの間は、中学校弁当を継続していく必要があると考えており、52ページにも記載のとおり、「食育の全体計画のもと、食に関する正しい知識と、望ましい食生活の選択力を身に付ける実践力の育成を図る。」を実現していくための取組みの一環として「給食等試食会」を保護者向けに実施しているところであり、引き続き、保護者とも連携して食育の推進を図っていきます。

徳山委員 53ページのいじめ問題については、学校か教育委員会どちらが主体的に取り組むのか。

生徒指導担当課長 生徒指導担当協議会や校長会、教頭会で各学校に情報共有等を行い、学校が主体で教育委員会はバックアップをします。

徳山委員 予防に向けた取組を、教育委員会として何か明記した方がいいのではないかと。

学校教育部長 「学校教育に関する重点取組について」自体が学校が取り組む内容になりますので、学校が主体となり、教育委員会はそれを支援する位置付けになります。いじめに関しては、昨年度まで丸印のみで記載のあったものを、ひとつの大項目として取り上げておりますので、そこは昨年より大きく変わっております。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

次に、「教育公務員特例法等の一部改正に伴う教員資質向上指標及び平成30年度研修体系図の策定について」を議題とします。説明を求めます。重信教職員の学び支援課長。

教職員の学び支援課長 教職員の学び支援課長でございます。それでは、「教育公務員特例法等の一部改正に

伴う教員資質向上指標及び平成30年度研修体系図の策定について」ご報告いたします。資料の資料56ページをお開きください。1(1)にありますように、この法律は①大量退職・大量採用の影響により経験の浅い教員が増加する中、教育課程・授業方法の改革への対応を図るため、教員の資質向上に係る新たな体制を構築する。②教員の年齢構成の不均衡による知識・技能の継承が図りにくい状況を改善するため、教員の体系的かつ継続的な研修充実させるための環境整備を図るよう平成29年4月1日に施行されたものでございます。次に、資料57ページをご覧ください。今回の法律改定に伴い、それぞれの教育委員会において策定が義務付けられたものを一覧にしております。県費負担教職員、本市の場合は小中学校の教職員となりますが、兵庫県教育委員会が指標の策定及び協議会の設置を行うことになっており、中核市は研修計画を策定することになっております。次の58ページは、県費負担教職員以外、本市の場合は、幼稚園及び高等学校の教職員の一覧になっており、中核市では指標の策定も義務付けられております。つまり、中核市である本市におきましては、幼稚園及び高等学校の資質向上指標及び研修計画の策定が必要であります。このたび、指標及び研修計画案ができましたので、本日はそれらの説明をさせていただきたいと思っております。まずは、資質向上指標についてご説明させていただきます。資料59ページをご覧ください。尼崎市高等学校教員資質向上指標(案)についてです。これは、教員としての資質向上に関する指標をキャリアステージに応じて求められる資質を定めたものです。キャリアステージは、第1期・第2期・第3期と3期に分け、資質向上に関する指標は資料にありますように35項目を4分野・7資質に分類しております。また、指標の上部には「尼崎市が求める教員としての素養」を示しております。なおこの指標は、資料63ページにあります兵庫県教育委員会が策定した教職員資質向上指標をベースとして策定しております。次に、資料60ページをご覧ください。尼崎市幼稚園教員資質向上指標(案)でございます。高等学校教員資質向上指同様、キャリアステージは、第1期・第2期・第3期と3期に分け、指標の上部には「尼崎市が求める教員としての素養」を示しております。資質向上に関する指標は30項目を4分野・6資質に分類しております。次に、資料61ページをご覧ください。尼崎市管理職資質向上指標(案)についてです。指標の上部には「尼崎市が求める管理職としての素養」を示しており、資質向上に関する指標は23項目を4分野・6資質に分類しております。次に、本市における平成30年度尼崎市研修体系図(案)についてご説明させていただきます。資料62ページをご覧ください。研修体系図作成にあたっては、先ほどご説明した資質向上指標を踏まえるとともに、前年度の研修体系図をベースとして資料65ページにあります県の研修計画とも整合性を図りながら作成しました。研修種別(研修の柱)を①基本研修 ②専門研修 ③先進的研究・自主研修 ④特別臨時研修及び国や県が実施する研修とし、キャリア段階と研修内容が連動するよう整備しました。本年度との主な変更点としては、2点ございます。1点目は、体系図右下に表記しております指導教員制度でございます。本年度は、マイスター教員制度としており、現場より推薦された教員を教育委員会が認定するという形をとっておりましたが、ここ数年来現場からの推薦がなかなかなく、認定にあたって2回の公開授業を実施する等現場の負担も大きいと、センターが実施している研究部会での秀でた教員等を新たに「指導教員」として認定し、現状のマイスター教員制度に付加することで新たに「指導教員制度」として枠組みを変更して、実践発表や実践した教材のデータベース

化等を研修に活用することで教員の資質向上を考えています。2点目は、基本研修における年次研修、7年目研修・20年目研修の廃止です。これは、県の研修計画との整合性を図ったものです。なお、各指標及び研修体系図の基本方針にある「人間尊重の精神に徹し、明るい社会をつくり出す心豊かなたくましい人間の育成」につきましては、先程、議案第52号の可決によって、文言変更が決定しましたので、当該箇所につきましても変更となります。以上、「教育公務員特例法等の一部改正に伴う教員資質向上指標及び平成30年度研修体系図の策定について」ご報告です。よろしくお願いいたします。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 市費や県費、管理職等分けて具体的に教えてほしい。

教職員の学び支援課長 小中学校の教職員につきましては県費のため県が指標と研修計画を策定しており、幼稚園、高等学校は市費の教職員のため市が指標と研修計画を策定しております。高等学校の管理職については、61ページにありますように尼崎市管理職資質向上指標を策定しております。

教育総合センター所長 補足ですが、小中学校は県の管理職になりますので、県が64ページ記載の兵庫県管理職資質向上指標を定めています。幼稚園、高等学校については管理職も含め市が指標を作成しております。研修については、尼崎市で作成している研修体系が幼稚園、小中学校、高等学校すべてを含んでいますが、県費の教職員については県の研修にも出席することになります。

仲島委員 この研修体系はとてもよく出来ていると思うので変えてほしいということではないが、研修が多過ぎると資質向上の中の同僚性や協働性が薄れてしまう。また、初任者研修を受けても、子どもと実際に接しないと分からないことも多いので、縦の繋がりも大切にして学校や学年ごとに考えることもしてほしい。この研修体系図では、第3期の人をもっと全体を見てあげてほしいし、第2期はもっと第1期の人を見てあげてほしいと思う。

濱田委員 中学校では水曜日に一斉に研修をしていると思うが、研修に出席しやすい体制を引き続き維持してほしい。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。
続きまして、「地域振興体制の再構築に係る社会教育施設を担う拠点機能のあり方について（諮問）に係る社会教育委員会議答申の報告について」を議題とします。説明を求めます。中川社会教育課長。

社会教育課長 社会教育課長でございます。「地域振興体制の再構築に係る社会教育を担う拠点機能

の在り方について」につきまして、尼崎市社会教育委員会議議長より、別紙のとおり答申いたします。読上げさせていただきます。1. はじめに尼崎市教育委員会から、平成29年10月23日に諮問書を受領し、今後求められる社会教育を担う拠点機能のあり方について、社会教育委員会議として意見を申し出るべく、計4回の会議を開催し、慎重に協議を行ってきたところである。協議においては、「自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）」について、所管局から説明を受け、内容の確認を行った。また、尼崎市教育委員会において論点とされていた「①社会教育の継続性・安定性等を担保するための方策」、「②学校教育との連携及び家庭教育支援の拠点機能の確保のための方策」、「③利用者(市民)に不利益を生じさせないための方策」の三点に留意しながら、公民館制度及び本市の公民館の現状を再確認のうえ、尼崎市公民館運営審議会委員の意見を踏まえて議論を進めることとした。協議過程においては、公民館の位置付けを変更することに伴う社会教育の継続性・安定性や学校教育との連携などの各論については具体が示されていないものの、市が自治のまちづくりや効率性を高めることを重視し、形が変わっていくことを否定するものではなく、当該取組方針の方向性について、総論としては理解できるところであるなどの意見が出された。こうした意見を共通認識としつつ協議を重ね、その協議結果として、尼崎市教育委員会に対して、次のとおり社会教育委員会議の意見書として提出するものである。

2. 社会教育委員会議としての意見（1）社会教育の継続性・安定性に関すること、公民館は、平成15年の公民館の設置及び運営に関する基準（国基準）に示されているとおり、地域の学習拠点としての機能、家庭教育支援拠点としての機能、学校・家庭・地域社会等との連携等を図るコーディネート機能があり、こうした機能を発揮するにあたり、社会教育法第20条に規定する目的を達成するため、同法第22条に規定する講座や事業を実施している。また、公民館は、基本的人権の尊重、平和、民主主義などを実現するための教育の場でもあり、これらの実現を目指し、社会教育法の理念、教育基本法に則った事業の位置付けのもと、人権教育事業、平和教育事業、家庭教育に関する事業、生涯学習に関する事業などを実施してきており、これらは、社会教育法を根拠とすることで、継続的、安定的な実施が可能となっている。公民館を社会教育施設ではなく、自治のまちづくりを推進するための学びと活動を支える施設として位置付けることとなれば、事業実施においては、ブームや時勢に沿ったものばかりを扱うことが危惧され、また、時間の経過とともに、上記の事業が継続的、安定的に実施されなくなる恐れもある。以上のことを鑑みると、根拠となる法規と制度によって社会教育の継続性・安定性を担保する必要があり、その方策として、新たな学びと活動を支えるための施設、以下「新たな施設」という、において実施する事業は、上記の法の理念と精神に基づく事業である旨について、新たな施設の設置及び管理に関する条例及びこれに基づく制度に明記していただく必要があると考える。加えて、社会教育委員が、新たな施設において実施される事業に、上記の法の理念や精神が反映されているかどうかについて確認し、必要な協議ができる仕組みを構築していただく必要があると考える。（2）学校教育との連携に関すること、公民館は、教育委員会が所管する組織・施設であり、学校現場の実情やニーズを把握しやすい環境にあることから、キャリア教育や講座の開催等において学校現場と連携できている面もあると考える。しかし、新たな施設・組織として改編されれば、学校現場とのつなが

りが危惧される。また、学校教育と社会教育との連携、とりわけ地域学校協働本部の推進においては、学校教育を理解していることが重要であり、さらに地域の中で何が必要なかを共有し、方向性、プランを立てる必要がある。このことから、新たな施設においては、教育委員会の組織及び学校現場と連携できる機能的な組織・体制のもとに、学校教育との連携を進めていただく必要があると考える。(3) 家庭教育支援に関すること、学校教育のレベル向上とともに、社会教育として行われている家庭教育支援は、本市の子どもたちの成長にとって重要であり、その役割が期待される。現在、公民館が担っている家庭教育支援の拠点機能が一層発揮されるためには、家庭教育の観点のみならず、子育て支援の観点や、更には若者への教育を含めた観点も重要と考える。6地区それぞれに設置される新たな施設において、各地区にある地域の子育て支援拠点、今後設置が予定されている(仮称)子どもの育ち支援センター及び各保健福祉センター等の行政組織と情報を共有して、家庭教育支援事業を行うことになれば、より現状のニーズに合った幅広い取組になるものとする。(4) 市民、社会教育関係団体等の利用に関すること、これまで、公民館は、行きづらい、入りにくい、使いにくいという面があったことは否めないが、新たな施設として改編された場合には、地域住民が利用しやすい施設であるとともに、社会教育を推進する役割を一層果たすことが望まれる。公民館では、本市の社会教育を推進していくことができるよう、社会教育の目的に沿ったグループ、団体等について利用料の減免をしており、新たな施設においても、継続して減免していただく必要があると考える。また、今後は、新たな施設として改編された場合、利用者が増え、市外の団体・住民や営利目的の利用者と競合し、定期的利用による継続学習を行っている市民のグループや社会教育関係団体等が、これまでどおり利用することが困難になることも想定される。このため、申込方法等についても、上記の学習グループや、市とともに社会教育を推進してきた社会教育関係団体等が不利益とならないよう、何らかの方策を検討していただく必要があると考える。(5) 配置される職員に関すること、地域の現場で、市民とともに考え行動した職員が、本庁部署等に異動した後においても、地域での経験等を政策立案等に活かすといったキャリアパスを想定していることから、職員のキャリアアップにつながる点は期待できる。また、職員が、新たな施設を拠点に、市民の主体的な学習活動を支えることによって、市民の学びが豊かになり、更なる学びと活動の継続が可能になるものとする。こうした観点からも、これまで取り組んできた社会教育や地域振興の効果を高めるためには、実動の担当職員の増員が望まれる。加えて、社会教育に関するスキルを有する職員、社会教育主事講習受講者又は無資格でも知識経験を有する職員、並びに、公民館創設の趣旨やその精神が大切との意識がある職員の配置と継続的な育成が望まれる。3. おわりに、今回、協議した期間は極めて短かったものの、諮問された事項については議論を尽くすことができた。その間、委員それぞれから各分野の視点で様々な意見が出されたところであるが、こうした議論の中で、委員それぞれにおいても、「社会教育とは何か」について改めて考える機会となり、社会教育の重要性を再認識できたと考えている。社会教育委員会として、今後、市の組織が変わることや、配置される職員も入れ替わっていくことが予想されるため、社会教育法の理念を継続できる制度構築が重要になると考えたところである。このため、今後、公民館が新たな施設として改編されても、自治のまちづくりを支える拠点であるとして

もに、これまでどおり、地域の学習拠点、社会教育を担う拠点として、学校教育との連携や家庭教育支援も含めた事業等が継続的・安定的に実施できるよう、その制度設計について、慎重に検討していただくことをお願いしたい。そして、これまで公民館が担ってきた役割や事業について、他の行政組織との情報共有がより円滑になることや、地域振興と一体的に展開できることでの強みを活かし、公民館と地区会館とを合わせた12の施設において、持続的かつ創造的に発展させていただくことを切に望みたい。以上。続きまして、70ページに協議経過、71ページに尼崎市社会教育委員名簿、72ページに諮問内容、73ページから78ページに自治のまちづくりに向けた地域振興体制の再構築（取組方針）（素案）を添付しております。ご清覧いただきますようお願い致します。以上が報告でございます。よろしくようお願い致します。

徳田教育長 報告は終わりました。これより質疑に移ります。発言はございませんか。

徳山委員 68ページの（2）学校教育との連携に関することの中で、「キャリア教育や講座の開催等において学校現場と連携できている面もあると考える。」とあるが学校の要望を受けて講座を開催しているのか。

中央公民館長 平成27年度からキャリア教育支援事業ということで、武庫地区と園田地区の学校で授業の枠をお借りして、地域の方々を講師として将来の職業や仕事への意識について話をしてもらいました。そういった授業を学校現場と一緒にするという内容が、記載の主旨です。

徳山委員 キャリア教育支援事業は平成29年度も継続して行っているのか。

中央公民館長 そのとおりです。

仲島委員 私もこの事業を実際に見たことがあるが、とてもいい取組だと感じている。

徳山委員 69ページに社会教育主事講習受講者とあるが、尼崎市にもいるのか。

社会教育課長 社会教育主事講習については毎年1名または2名受講しており、公民館を中心に配置しており、社会教育課にもいます。また、昨年度より地域振興センターの職員も受講しております。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、本件についての報告は終わります。

徳田教育長 次に、日程第4「教育長の報告と委員協議」に移ります。報告を求めます。高木企画管理課長。

企画管理課長 企画管理課長でございます。教育委員会1月定例会報告事項として、総務関係で主なものは、1月4日の仕事始め式では「ブレイクスルー イヤー」突破、躍進の年にしたいということで教育長から挨拶がありました。1月17日の地域防災訓練ではメイン会場を上坂部小学校としてサブ会場も含めて約4800人の参加がありました。ミサイル対応の訓練もありました。1月22日、文教委員協議会があり、就学援助と中学校給食基本計画の案件がありました。次に学校教育関係についてはご清覧のとおりです。社会教育関係については、1月8日に成人の日のつどいがあり約2500人が来場されました。1月19日は地域と学校の連携協働活動事業コーディネーター委嘱式があり武庫北小学校、立花南小学校で委嘱され、16校になりました。続きまして、2月主要行事予定表ですが、2月市議会定例会は日程は未定のため空欄としています。報告は以上でございます。よろしくお願い致します。

徳田教育長 報告内容に質疑はありませんか。

濱田委員 1月17日の地域防災訓練でのミサイル訓練とは具体的に何をしたのか。

企画管理課長 動作としては耳と目を塞いで伏せるという内容になります。

徳田教育長 他に質疑はございませんか。

徳田教育長 質疑がないようですので、教育長からの報告を終わります。
次に、日程第2「議事」に移ります。ここで、職員の入替えを行います。また、ここからは非公開といたしますので、傍聴の方はご退席願います。

~~~~~以下 議事の大半は非公開とする~~~~~

徳田教育長 以上を以って、本日の日程は全部終了いたしました。  
これをもちまして、尼崎市教育委員会1月定例会を閉会といたします。

以上、尼崎市教育委員会1月定例会の議事の全部を終了したので、午後5時45分、教育長は閉会を宣した。

尼崎市教育委員会1月定例会において、以上のとおり議事が行われたことを記録します。